

令和8年度 HACCPに沿った衛生管理の訪問アドバイス事業（東京都委託事業）

HACCPの訪問アドバイスを活用しませんか？

令和3年6月から、すべての食品等事業者には「HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理」が食品衛生法で義務づけられています。

東京都では、飲食店やキッチンカー、給食施設の皆様が「HACCPに沿った衛生管理」に円滑に取り組めるよう、専門相談員を施設に派遣し、HACCPに関するアドバイスを行う支援事業を実施しています。

～このような方にお勧め～

- ・講習会でHACCPの話を聞いたけど、もう少し詳しく知りたい。
- ・お店を見てもらいながら、HACCPについて個別に相談したい。
- ・HACCPを適切に実施できているか専門家に見てもらいたい。

《対象施設》

都内の飲食店・給食施設 など

- 「小規模な一般飲食店向けの手引書」、「大量調理施設衛生管理マニュアル」を使用する施設が対象です。
- 23区、八王子市、町田市内の施設を除きます。

《費用は無料》

HACCP専門相談員が施設に伺い、お手伝いします。

- 何度でもご利用いただけます。

《申込方法は裏面へ》

HACCPに沿った衛生管理とは

衛生管理計画を作成し、それに基づいて実施した内容を記録・保管等することが求められます。

飲食店の皆様は、各業界団体が作成し、厚生労働省が確認した手引書を参考に取組むことができます。

東京都では、小規模な一般飲食店向けの手引書に基づく支援ツール「**食品衛生管理ファイル**」を作成しており、本事業でも活用します。

衛生管理計画

食品衛生管理ファイル

※この食品衛生管理ファイルは、厚生労働省ホームページに掲載されている「小規模な一般飲食事業者向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」の内容に合致しています。

- 1 「衛生管理計画」は、定期的に内容を見直し、最新版を「記録表」と一緒に、使いやすい場所に保管してください。
- 2 保健所から求められた場合は、「衛生管理計画」と「記録表」の両方を提示してください。

当施設では、この食品衛生管理ファイルに従って衛生管理を行います。

＝施設情報＝	
店 名	
店 舗 所 在 地	
営 業 種	
食品衛生責任者	

東京都
- 1 -

東京都が実施するHACCP取組支援の詳細は、以下の問合せ先又はホームページでご確認ください。

【問合せ先】（申込先は裏面）

東京都保健医療局健康安全部食品監視課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

電話 03-5320-4475（平日9時～17時）

🔍 食品衛生の窓 HACCP取組支援 **検索** 

「HACCPに沿った衛生管理の訪問アドバイス事業」

のホームページはこちら →

